

## 長野市農業委員会 第3回総会議事録

- 1 日 時 令和2年5月1日(金)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時40分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員  
1番 善財 良治                      2番 池田 昌子                      3番 青木 保  
4番 曾根 信一                      5番 田中 章一                      6番 岡村 豊  
8番 青木 明夫                      9番 小林 清男                      10番 村田千代春  
11番 佐藤 太吉                      12番 小滝 愛子                      13番 北村 守  
14番 中島 清                      15番 林部 安壽                      16番 羽田 悟  
17番 中澤 澄夫                      18番 関 正和                      19番 吉原 俊夫  
21番 酒井 昌之                      22番 塚田 厚                      23番 和田 修  
24番 北原 幸平                      25番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
7番 鈴木 洋一                      20番 松田 光平
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 村松 昭                      事務局長補佐 竹下今朝光                      事務局長補佐 小林 達也  
事務局長補佐 川浦 昇                      事務局長補佐 竹内 晃仁                      係 長 大前 健  
係 長 西澤 忠                      主 事 岡田 悠希  
農業政策課  
係 長 小林 博樹                      主 事 越坂 雅也
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による  
「農用地利用集積計画」の決定について  
議案第22号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第23号 非農地決定について  
報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第9号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の  
届出について  
(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第24号 令和元年度事業報告について  
議案第25号 視察研修の持ち方について  
議案第26号 農地利用最適化施策に関する意見書作成と農政懇談会について

- 議案第 27 号 「農業委員会だより」の発行計画について  
議案第 28 号 農業委員会合同研修会について  
議案第 29 号 浅川改修期成同盟会会員の選出について  
報告第 10 号 農地流動化協力員設置基準の一部改正について

曾根会長代理 　ただ今から第3回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意してありますので、ご確認いただきたいと思います。

　本日の総会につきまして、現在の出席委員は在任委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 7 番 鈴木洋一委員、議席番号 20 番 松田光平委員です。議会の関係ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

　挨拶ですが、初めに青木会長よりお願ひいたします。

青木会長 　農業委員の会長の青木です。それぞれのお立場でお忙しい中、本日、総会にご出席いただきまして誠に苦労さまです。

　外の風景を見ますと、本当に春爛漫という状況ではございますけども、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大によって長野市も大きな状況にきております。国の緊急事態宣言は 5 月 6 日という期限が一つの節目と動いてはきていますけども、今の状況ではさらにもう一カ月といった話も、ちらほら聞かれてまいります。いずれにいたしましても、この中で日常生活や経済にさまざまな影響が出始め、その対応が求められている毎日です。私ども農業委員会の委員や推進委員の皆さんには、ウィルスの罹患がないよう日常行動に細心の注意を払って行動していただきますようお願いを申し上げます。先行きが読めない状況下で会議や研修会の日程変更が多発しておりますが、連絡を密に取り、生活のルールを守る中で活動を進めていきたいと思ひます。

　台風 19 号の災害復旧について、若干お伝えいたします。長沼、豊野地区の堤内農地はほぼ復旧が終了し、堤外農地も最後の見直しがされております。剪定作業は当然、もう終わっておりますし、防除作業も順調に進んでいると私なりに見ております。篠ノ井、松代、真島地区、それから若穂地区も堤外農地の廃土作業につきましては目途がつかしました。春の作付け作業が本格的に始まっているというように考えております。一方、農地整備が進む中で農業を離れる住民の方も少なくなく、遊休農地の予備軍がたくさん発生しております。今回の災害で長野市

農業公社の皆さん方が被災地を対象に農家にアンケートをお取りいただき、離農希望や余剰農地の実態把握をしていただいております。その一部ですが、現在、担当の農業委員、推進委員の皆さま方が市農業公社とタイアップをいたしまして、現地確認と耕作者との面談を行いながらマッチング活動に着手しております。大変ご苦労さまです。地味で目立たず、大変な作業ですが、この作業こそが私たち農業委員会の本務であると思います。今後、この活動が全地区で日常活動の中心として推進していくことになると思います。

さて、今回、各地区調査会におきまして農業政策課より、人・農地プランの実質化推進活動について、その骨格の説明を受けました。この政策は既に数年前から農水省の肝いりで始めましたが、器を作って魂が入っていなかったために中途半端な形でここまで来ております。国は補助金を餌に中身の伴ったプラン作成に再度、挑戦するよう求めており、今年度中に一定の基準に沿ったアウトプットを提出するよう求めております。政策の中身を見ますと、もともとは水田をベースとした農地の集積・集約がモデルでした。長野県や長野市は、皆さんご承知のとおり水稻栽培より果樹栽培農家が大きな比重を占めております。こうした栽培の構造の違いはありますが、農家・農村の現状を見ると、農家自身が自分の農業の現状や将来についてきちんと見直し、課題を浮き彫りにするには良い機会だと私は考えております。こうした観点に立って、地域の中核担い手農家さんや農協さん、さらにはまちづくりの取り組みをしております各地区住民自治協議会さん等のお力をお借りしながら、第1ステップの課題である「地域の課題と取り組む検討組織のフレーム」を何とか今年度中に作ればよいなというように思っております。当然、5年10年の将来の姿をそう簡単に描けるとは思っておりませんが、軌道修正を含めて地域の農業ビジョンを考えるチャンスと捉え、持続的に取り組んでいきたいと思っております。

今月は、各地区調査会の年間活動計画を作成しております。本来であれば農業委員、推進委員で十分時間を取ってじっくり話し合えばよいのですが、コロナショックの関係もあって、そういう環境下にはないですけども、正常時に戻るまでは焦らず、一つ一つ進めていけたらいいと思っております。

最後に、添付資料で「活動する私たちの仲間」ということで、前回の総会以降、新聞の記事を読みましたら、一つは手前みそで恐縮ですけども、若穂地区内における堤外共有地の区画整備についてということで信濃毎日新聞の記事を添付しました。も

う一つは小田切地区で、余剰農地を活用して、市民菜園を展開されている西部地区の酒井委員のところの記事も掲載されておりましたので、ご紹介いたします。そして、もう一枚ですけども、これも非常に恐縮ですが、全国農業新聞に昨日、私が今から4年ほど前から取り組んできました「果樹園の中間管理機構による基盤整備の取り組み」について簡単にレポートをさせていただきます。これについては9月から工事が始まりますので、機会を見ながら皆さん方に現地を見ていただいてもいいですし、取り組みの内容については機会があれば、いくらでもお話をさせていただきたいと思っておりますので、活動の参照にさせていただけたらいいと思います。

本日もたくさんの議題が準備されております。議事がスムーズに進むよう皆さまのご協力をお願いしまして、簡単ではございますけども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

曾根会長代理 続きます、事務局から報告をお願いします。村松事務局長、お願いします。

村松事務局長 令和2年度4月1日から農業委員会事務局長としてまいりました村松と申します。よろしくお願ひします。本日はご多忙中の中、また、新型コロナウイルス感染症緊急事態実施期間中ではございますが、青木会長はじめ委員各位には第3回長野市農業委員会総会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

総会通知でもご案内させていただきましたが、体調が優れない場合は総会であっても無理せず、お休みいただきたいという旨で申し上げましたところ、本日は先ほど紹介がありましたとおり、定額給付金の一人10万円の関係の臨時議会が開催されておまして、松田議員、鈴木議員の両市議を除きまして全委員の皆様にご出席をいただいております。

また、感染症予防対策といたしまして、会場の換気を良くするため窓の一部を開けさせていただいております。また、できる限り短時間で会議を終了したいと存じますので、委員各位のご協力をお願いしたいと思います。

本日は農地法関係等の議案12件、報告案件4件でございます。慎重審議をお願いしたいと存じます。

それから、新型コロナウイルスの関係ですけれども、市内の感染事例が4月1日に1例目が発生してから4月24日までに確認された事例が14件でして、4月25日以降は新たな感染は出ていない状況です。ただ、臨時休校とか公民館の休館ですとか、飲食店への影響ですとか、さまざまな社会的影響が出ておりますが、委員各位におかれましては不要不急な外出等自粛さ

れ、ウィルス感染には十分ご注意いただきたいと存じます。

また、会長から話がありましたとおり、昨年10月に発生しました台風19号の災害復興では、千曲川堤内外の農地の土砂排出もほぼ終了に近づきまして、リンゴなどの果樹も開花が始まっており、4月29日は長沼にありますJA長野直売所のアグリながぬまが新装オープンするなど一步一步復旧が進められております。引き続き、東日本台風災害復興の前進と新型コロナウイルスの早期終息を願いまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

曾根会長代理 続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長になっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 長 規定によりまして議長を務めさせていただきます。

最初に議事録署名人の指名ですが、議席番号8番 青木明夫委員と議席番号9番 小林清男委員にお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたらお申し出ください。

【該当者なし】

議長 長 それでは議事に入りますけども、議事に入ります前に議案の訂正等の報告をお願いします。

西澤係長 農地法等の議案書の訂正につきまして報告いたします。お手元にお配りをいたしました訂正表をご覧ください。農地法等議案書の1ページと2ページ、議案3条の番号5番、6番、7番は取り下げとなります。この内容としては6番、7番の渡人の死亡により取り下げるということに伴いまして、5番が地区の下限面積20aですが、その下限面積を満たさなくなるので3件とも取り下げとなります。農地法議案書の訂正につきましては以上となります。

議長 長 それでは農地法等に関する事項について審議を行います。最初に議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、

説明を申し上げます。第3回総会農地法等議案ご覧ください。

1ページの番号1番から5ページの13番までの13件ですが、先ほどの修正等の報告で説明をさせていただきましたとおり、5番から7番までを除いた10件でございます。全て所有権移転案件となります。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない案件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと考えております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、5番、6番、7番を除いた1番から13番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から1番、2番をお願いします。

関 地区調査会長 　番号1番、2番につきまして、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 　続きます、西部地区調査会長からお願いします。  
岡村地区調査会長 　番号3番、4番ですが、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断いたしました。

議 長 　続きます、中部地区調査会長から8番をお願いします。  
北村地区調査会長 　番号8番ですけれども、現地もきちんと確認し、許可条件に適合しているということで問題ありません。

議 長 　続きます、南部地区調査会長から9番から11番をお願いします。

村田地区調査会長 　番号9番、10番、11番は、いずれも有償の所有権移転です。ただ、11番はご覧いただくとおり面積が1.5haと大きいですが、3月の調査会に請人の〇〇さんに調査会に出席いただきまして営業計画の事前確認をさせていただいております。請人は〇〇で既に1.5haほど経営されておまして、今回の所有権移転の農地は信更町高野地区で通作距離は片道8kmぐらい、車で15分という状況であります。常時1名の方が常時雇用という形で一緒に仕事をされている。また、忙しいときにはパートというお話もいただきました。本人は結構な年齢でいらっしゃるんですけど、ずっと農業ではない仕事で地元を離れていましたが、今回、仕事を辞めて実家へ帰ったところ周りの農地が荒廃

して、このままではいけないということで、農地の荒廃を防ぎ、また中山間地域の活性化を目指したいというお話をいただきました。地元でも既にやっておられますし、9番、10番も含めて調査会では問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から12番、13番お願いします。

北村地区調査会長 番号12番、13番は関連があります。この二つは農地の交換ということで、自分の農地側に相手の農地を譲ってもらって効率を高めるための交換ということで、許可条件とかに対して適合しておりますので、問題はないということであります。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をし、議席番号を申告してからお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第18号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は許可と決定いたしました。続きまして、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を申し上げます。議案の7ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件です。1番は農業用倉庫の建設と進入路設置の転用案件です。2番は農業用倉庫建設の転用案件です。1番、2番共に東日本台風災害復旧に関連した案件です。3番は住宅進入路及び駐車場設置の転用案件です。

以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。なお、先月、ご審議をいただき、許可すべきものとして県に進達いたしました2件の案件のうち、1件は許可済みとなりましたが、開発許可が必要な農産物直売施設の設置の案件につきましては、まだ許可書が届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から3番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から1番、2番をお願いします。

関 地区調査会長 番号1番、2番は周辺農地の営農状況に支障が生じる恐れがないと認められていることで、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から3番をお願いします。

村田地区調査会長 番号3番、篠ノ井二ツ柳の畑、60㎡を住宅進入路及び駐車場として転用するものです。許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第19号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第19号を許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に通達いたします。

続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を申し上げます。議案の9ページをご覧ください。番号1番から11ページの7番までの10件です。1番は太陽光発電施設設置の転用案件です。2番は市発注の公共事業、水道配水管敷設工事に伴う仮設現場事務所と資材置き場設置のための一時転用案件です。3番は太陽光発電施設設置の転用案件です。4番も太陽光発電施設設置の転用案件です。5番は駐車場並びに農業用資材置き場設置の転用案件です。6番は墓地の拡張を行うための転用案件です。7番は事業用地を拡張して資材置き場を設置するための転用案件です。

なお、今月は面積が30aを超える、あるいは営農型太陽光発電施設設置の転用案件がございませんので、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件はございません。以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。

また、先月の総会で許可すべきものと決定いただき、県に進達いたしました10件の案件のうち、機構に意見を求めた駐車場・資材置き場の設置を含めて9件が許可済みとなっておりますけれども、開発許可が必要な小規模保育施設の建築の1件につきましては、まだ許可書が届いておりませんが、4条と同様



に、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から7番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から1番、2番をお願いします。

関 地区調査会長 　2件とも周辺農地の営農状況に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から3番、4番をお願いいたします。

岡村地区調査会長 　調査会で検討しました結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長 　続いて、中部地区調査会長から5番、6番をお願いします。

北村地区調査会長 　5番は駐車場と農業用の資材置き場の設置で転用であります。6番が墓地ということで、これは現地を調査してみましたが、普通の墓地ではなくて樹木葬でお願いしたいということで、大きな公園を造るといような感じの交渉であります。周辺の水路等、全部確認をいたしましたけども、営農条件に影響を与えません。許可条件に適合していると考えます。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から7番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　7番の案件です。〇〇が製品を置く資材置き場ということでありまして、この周辺の農地を回りまして水路、農道とか周辺の農地に影響がない確認しまして、許可条件に適合しており問題はないということで判断をしました。

議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

塚 田 委 員 　事務局に確認できればお聞きしたいのですが、6番の案件、使用目的として墓地ということとなっておりますが、実は先月、私の地元で相談受けまして、墓地を造りたいのだけど、家の回りに適当な土地がないということで、たまたま、その方の自宅の横に使われてない農地があって、そこを購入して地目変更をして墓地をとというようなことで相談を受けました。私もそういったことで経験がないものですから、墓地はどこが管轄しているか調べましたら保健所で管理しているということで、保健所に問い合わせをしました。その結果、今の時代はもう墓地を新規で造ることはできないという回答をいただいて、それでそういったことだと、その方に説明をしたわけですがけれども、墓地にするということは農業委員会では関係のないことなの

だけれども、墓地としていいですよっていうことの保健所との関係性であるとか、そういったものは別に関係がないのかどうか、その辺、確認をしたいと思うのですけれども。

川浦事務局長補佐 墓地に関わる農地転用につきましては、事務局から保健所の墓地埋葬法を担当する担当者との連絡調整を図った上で、許可相当であるかどうかという判断をしております。今回の案件につきましても、保健所の墓地埋葬法を担当する担当者から、墓地埋葬法の許可見込みがあるということで、回答を得ているものでございまして、農業委員会でも許可の見込みがあるということで提案をさせていただいたものでございます。

塚田委員 私は、新規で墓地は設置をすることはできないということを保健所から言われたので、この案件としては農地をそういったことで転用するというので、我々は、これは問題ないですよっていうことは、ここで審議していいんですけども、用途としていいもの悪いものってあると思うので。

私が保健所に確認した内容は、墓地は新規ではもう造ることはできませんよという回答を得ているわけなので。それが例えば、山間地のお墓っていうのは傾斜地にあって、そこが土砂崩れでどんどん崩れていってしまうからというような、特別な理由があれば別だというようなことは回答いただいているのですけれども、新規でここにお墓を設置したいのだからということで、それが許可になるかってことを質問したら、それはできませんよという回答を保健所からいただいているんです。

これがもし、いいということであれば、今後、農地にお墓を造るという申請が農業委員会に上がってきた場合、それはいいですよっていうことに、今後なるという前例になると思うのだけれども、その辺、墓地としてというような形で新規に造ることができないと、私もそういう回答をいただいているので。

北村地区調査会長 ちょっと私のほうで補足させていただきます。一応、許可をもらっているということで、その前提で見てきたということなのですが。お寺さんがありまして、お寺のお墓があるのですが、それを拡張するというような案件になっておりまして、周囲の合意ももらって、既に売り出しを、4月の信濃毎日新聞に広告が入ってきまして、売り出しを既に始めているということでもあります。

議長 今回の北村会長のお話ですと、新規ではなくて拡張という理解ですか。塚田委員は新規という理解。その辺の差について事務局で何か掴んでいますか。

川浦事務局長補佐 詳細については大変申し訳ございませんが、保健所の担当との確認にはなりますが、こちらの解釈としましては、今、調査

会長さんからお話がありましたように、既存の墓地の拡張は墓地埋葬法上、許可になり得る場合があるのだと解釈しています。塚田委員からお話がありました、今までなかった場所に新たに墓地を造るというものについては許可をされないというふうにお聞きをしております。

塚田委員  
議

了解しました。  
よろしいですか。この件については今後の検討の参考にしていただければよろしいかと思えます。

それでは他に意見はないようですので、議案第 20 号の採決を行います。許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議

長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 20 号を許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達をいたします。

次に、議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた農地利用集積計画の一部取り消しの決定についてを議題とします。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課  
越坂主事

議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定について説明を申し上げます。

議案をご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定めることとされており、取り消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を経て行うことが適当であるとされているため、決定をお願いするものです。

公告日は、令和 2 年 2 月 1 日、1 月 30 日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は、利用権設定関係、農地中間管理事業、使用貸借権です。所在は篠ノ井塩崎〇〇、地目は田、面積は〇〇㎡、貸付人は〇〇さん、借受人は公益財団法人長野県農業開発公社 理事長 北原富裕です。始期は 2 月 2 日です。今回の取り消し理由ですが、貸付人の〇〇さんが死亡したためです。以上についてご決定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

議

長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは 1 番について、南部調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。もうお亡くなりですからコメントは特別ないですね。それでは、この件につきまして質問を受けたいと思えますけども、質問のある方は挙手をお願いします。

**【質疑なし】**

議 長 それでは採決に移ります。議案第 21 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 第 3 回農業委員会総会議案 農振除外等に係る意見聴取について の 1 ページをお願いします。今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更 2 件です。

小林係長

2 ページをお願いします。軽微変更番号 1 ですが、事業計画者、土地所有者は共に〇〇さん、申出地は風間〇〇で、地目は田です。事業計画内容は農業用施設の追認、既に施設が建っていて是正の追認でして、軽微変更面積〇〇㎡、善光寺平土地改良区の受益地になっていますが土地改良事業の実施はございません。農地法は 3 種農地で 2 a 未満の農業用施設のため、届け出により見込み有で、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外 5 要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番、土地改良事業等完了から 8 年未経過についての条件を満たす必要がないため、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。下の説明ですが、自宅より少し離れた場所に耕作地があり、効率的に作業するため、当該地に農業用倉庫を設置し、農業用機械、常用型トラクター、ハーベスタ、スピードスプレヤー、耕耘機を保管して利用している。農用地区域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申請するものです。3 ページは申出地の位置図で、太枠で囲ってある中に小さく斜線で四角く囲ってある部分が今回の申出地です。4 ページはその斜線部分の求積図、左上に既存建物等ありまして囲ってありますけれども、その部分が軽微変更の求積の面積の図です。5 ページは倉庫内の格納配置図ということで、先ほど格納している常トラとかエスエスとか、ハーベスタ、マメトラ、耕耘機ですが、このような形で現在、格納されているという状況です。6 ページは倉庫の写真ですので参考にご覧ください。

次に 7 ページ、軽微変更番号 2 です。事業計画者、土地所有者共に〇〇さん、申出地は津野〇〇で、地目は畑です。事業計画内容は農業用施設で、こちらも既に出来ている追認でして、軽微変更面積は〇〇㎡、長野平土地改良区の受益地となっておりますけれども土地改良事業の実施はございません。農地法は 1 種農地ですが、2 a 未満の農業用施設のため届け出により見

込み有で、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、先ほど同様、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番の、土地改良事業等完了から8年未経過については条件を満たす必要がないため、1から4番までの条件を満たしていることを確認しております。一番下の説明ですが、事業計画者は果樹、リンゴを中心に営んでおり、自宅近くに農業用倉庫、カーポート1棟とビニールハウス2棟を設置し、カーポートには農業用機械、スピードスプレー、軽トラを保管し、ビニールハウスには常用型草刈り機、運搬車、耕耘機等や、農具、農業用資材を保管して利用をしていましたが、東日本台風災害、昨年10月の災害でビニールハウス2棟が浸水により損壊をしました。カーポートは既存のものを利用し、隣に農業用倉庫を新設して、今までビニールハウスに保管をしていた農業用機械等の保管及び作業スペースを新設したいということです。農用地域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申し出するものです。8ページの太枠の中の小さな車線の部分、こちらが軽微変更の申出地の位置図になっております。9ページは申出地の求積図と建物の配置図になっております。右はカーポート、資料の上にエスエスと軽トラと書いてあります。これが今まで建っていたカーポートで、これは流されずに残っていましたので、引き続きエスエスとスピードスプレーと軽トラを保管し、その下のところに大きく建物ありますが、こちらは新築の倉庫を建てたいということで、その中の格納の配置図になっております。今までビニールハウス2棟に入っていた常用草刈り機とか運搬車とか、そういうものをこちらに格納をしまして、新たに新設として、今まで作業スペースが自宅近く、庭先で手狭だったということで、この建物の上のところに作業台のスペースを新設しまして、こちらで出荷等の作業をしたいというものも合わせて建築したいということで申請が出ております。11ページは新築の倉庫の立面図です。説明は以上ですが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明をいただきました。それでは1番と2番につきまして、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 　いずれも原案のとおりで良いと判断いたしました。  
議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告を含めて、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 　ないようですので採決に移ります。議案第22号について、用

途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成ですので、議案第 22 号は用途区分変更によることが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

続きまして、議案第 23 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 23 号 非農地決定について説明申し上げます。農地法等議案の 13 ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局におきまして地目変更登記を行うことができます。

一覧表の下の欄外に集計が載っておりますが、今月ご決定いただくものは 31 筆、33,241 m<sup>2</sup>、約 3.3ha となります。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局より説明をいただきました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

**【質疑なし】**

議 長 ないようですので採決を行います。議案第 23 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出について、報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届け出について並びに報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届け出についての 3 件について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出について報告申し上げます。農地法等議案の 15 ページをご覧ください。番号 108 番から、17 ページの 117 番までの 10 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は予め農業委員会に届ければよいことになっております。4 条の転用届出で自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の

農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

続きまして、報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告申し上げます。議案の19ページをご覧ください。番号235番から28ページの272番までの37件です。これは同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第9号 農地法第4条の規定による農業用施設（2a未満）の届出について報告申し上げます。議案の29ページをご覧ください。番号1番から30ページの7番までの7件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2a未満であり、要件に当てはまる場合は4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から報告第7号、第8号及び第9号についての説明がありましたが、発言のある方は挙手をしてお願いします。

北村地区調査会長 些細なことですけど、4番と5番で農業用倉庫と農業倉庫とありますが違いはあるのでしょうか。施設の届出内容のところですか。

小林事務局長補佐 申し訳ございません。資料を作る際に農業倉庫と打ち込んでしまったためにこのようになっております。農業用倉庫ということをお願いいたします。

議 長 他に質問がないようです。報告案件ですのでご了解をいただきますようお願いいたします。

以上で、農地法等に関する事項についての議事が終了いたしました。

ただ今、2時半ですけれども予定より早いので継続してよろしいですか。

【異議なし】

議 長 それでは継続します。

ここからは、その他農業委員会業務に関わる事項について審議いたします。

最初に、議案第24号 令和元年度事業報告についてを議題といたします。これについては事務局で今月の各地区調査会に

出席し説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 議案第 24 号 令和元年度農業委員会事業報告(案)を説明させていただきます。昨年度の主な取り組みとしまして、指針に沿いまして遊休農地の発生防止解消に努めると共に、昨年度から本格的に地区調査会活動の充実を図るということで実施してまいりました。各地区調査会におきまして、それぞれ項目ごとに事業報告させていただきます、特段意見は無かったものがあります。

議 長 ただ今の議案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

酒 井 委 員 2 番の地区調査会活動の充実のところで、相談会後の農地状況について、地域で回覧し農地の遊休化の早期対策に取り組んだ地区もありますということで、非常に素晴らしい報告がありました。具体的にどこで、どのようにしたのか教えていただければ、それを全員で共有化できるのではないかと思いますのでお願いします。

小林事務局長補佐 実施をさせていただいているのは東部地区になります。差し支えなければ詳細については会長から状況を踏まえてお話ししていただくと分かりやすいと思いますが、お願いしてもよろしいでしょうか。

議 長 簡単に説明申し上げます。東部地区調査会の松代・若穂地区では農家相談会をそれぞれの場所で 2 回開いています。その場で農地の賃貸、売買についての案件があった場合は、その内容を個人情報が出ない程度にエクセル、いわゆる表にまとめて、各地区、隣組単位の回覧で住民の方が全部の状況が分かるように回覧をして、その情報を住民の方に提供しているという方法をとっております。それに対して、住民の方から問い合わせがあれば、窓口として農業委員会事務局及び各担当の農業委員及び推進委員がそれに当たるということで、既に去年で 2 年目を迎えております。今年も調査会の中では継続しようということで、この前、合意を得ていますので、引き続きやられると思っています。必要であれば、池田委員が資料を持っていますので、後で回覧をさせていただきたいと思います。

酒 井 委 員 ありがとうございます。

議 長 それでは、この件につきまして採決に入りたいと思います。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成ですので、議案第 24 号は、原案のとおり決定いたし



ました。

続きまして、議案第 25 号 視察研修の持ち方について を議題といたします。これについては、事務局で今月の各地区調査会に出席し、説明をいただきました。事務局より、各地区調査会での意見等、検討状況を含めて、議案の説明をお願いいたします。

岡 田 主 事 詳細については各地区調査会で説明したとおりとなっております。18 期の視察実施方針ということで、管内視察研修、県外視察研修、県内他市町村研修の 3 つの研修を 3 本柱として、毎年、実施していくことを検討しております。今年についてはコロナウィルスの影響のため、管内視察研修については 7 月 20 日に延期をし、県外視察については例年 7 月に行っているところを 2 月に行うということで検討しております。参加者の割り振りについては調査会においてご意見を頂戴しましたので、役員会等で改めて検討を行いたいと思います。

議 長 ただ今、事務局より説明をいただきましたけれども、地区調査会長から検討結果に補足がありましたらお願いします。

岡村地区調査会長 2 点お願いします。1 点目は今年、東部調査会の管内の視察ですが、今、延期になってございます。万が一できなかった暁には来年に移行するのか。ということは、来年、西部地区が担当の予定になっておりますので、お聞きかせいただきたいと思います。2 点目ですが、県外視察のことですが、県外視察の実施方針の中で委員会一体となって視察研修を実施する。これは今までなかったことであって、非常に良いことではあると思いますが、一方で、農業委員と農地利用適正化推進委員は、組織としての役割も初めから若干違うといえますか、あると思います。ですので、農業委員に視察の機会を多く与えるべきではないかという、農業委員からの西部地区として意見が出ておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

議 長 岡村委員から 2 点ございましたけれども、事務局でこれに対する現在の回答がありましたら、お願いします。

竹内事務局長補佐 1 点目の管内視察の当番ですが、今年度できずに中止となった場合の来年度の当番については、役員会で協議して以降の総会でご協議いただきたいと思いますと思っております。

それから県外視察の参加者等の割り当てにつきましても、次回の役員会に戻しまして協議し、次回以降の総会に提出したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

酒 井 委 員 私からお聞きしたいのですけれども、まず、第一に、この研修の持ち方の案について、これは一体、どこで議論してこういう原案が出てきたのですか。

議 長 この研修会の原案の議論はどこだということですね。

竹内事務局長補佐 こちらにつきましては事務局で案を作成しまして、役員会で協議しまして、今回、総会に出したという状況であります。

酒 井 委 員 では、この案は役員会で決定したものを地区調査会で諮ったと、こういう理解でいいですか。

竹内事務局長補佐 そのとおりです。

酒 井 委 員 これは、私はすごく問題があるやり方だと思います。まず、役員会で決めていただいたということは、私はそれなりに分かるのですが、役員の方々に私は逆にご質問したいと思います。そもそも農業委員と最適化推進委員というのは、先ほど岡村調査会長からも話がありましたように、役割分担が法律で、異なるように決まっているわけです。そういう中で、私は農業委員会の一体化ということで、恐らくこうした思いやりのある提案になったと思うのです。でも、よくよく考えてみれば、これは誤りだと思うのですね。私、事務局の方々にお願いしますと思うのですが、県内には 19 市で農業委員と最適化推進委員がいらっしゃいますけれども、この報酬がどのようになっているか把握されていますか。19 市の農業委員の、最適化推進委員の報酬は、きちんと把握されていますか。

竹内事務局長補佐 農業委員会の組織のネットワーク機構であります長野県農業会議でまとめて一覧にしたものは、各農業委員会に配られておりますので、事務局でも目を通しております。

酒 井 委 員 実は、私も調べさせていただきました。その中で農業委員の報酬は、長野市は 44,000 円、推進委員も 44,000 円です。これを 100 とした場合、どうなるかということで調べましたが、松本市は農業委員の定数が 26 人です。報酬額は 47,800 円です。長野市よりも高く、指数で言えば 109 です。では推進委員はどうかというと、18 人で 42,900 円。長野市の指数を 100 とすれば 98、推進委員ですよ。ここに私の調べた一覧表があるので、会長がいいとおっしゃれば、これをコピーして配っていただくことも可能ですが。

議 長 とりあえず、資料については保留にさせていただきます。

酒 井 委 員 長野市よりも農業委員が高いのは、須坂市、安曇野市、飯田市です。推進委員も、須坂市は同額、中野市では農業委員が 45,600 円に対して、推進委員は 40,200 円です。安曇野市では 49,000 円に対して、推進委員は 42,900 円です。というふうに、同額とそうでなく差があるところがございますけれども、それはそれぞれの地域の決めたことでやっているのですが、私は本来、農業委員と推進委員は格差があって当たり前だと思うのです。それは法律上、そうになっているからです。法律上で農業委

員と推進委員とは役割分担も違いますし、責任の度合いも違いますし、農業委員は少なくとも市長から任命されたのです。改めて言うまでもなく、推進委員は農業委員会が委嘱をしたのです。ですから、総会に出ても議決権もありません。そのようにはっきり役割分担が決まっているにもかかわらず、なぜ、県外まで視察に行つて、しかも今まで農業委員が年に1回、勉強に行つて、それを市政に反映していることが何故できなくなって3年に1度になるのか。それで責任が軽い推進委員が行つて、どのように反映するのか。私は今回、打ち出された視察研修の持ち方について、非常に違和感と危機感を持っております。

議 長 　とりあえず、意見としてお伺いしておいてよろしいでしょうか。

酒 井 委 員 　結構です。

議 長 　そういう意見をお持ちだということを委員会として受けとめたいと思いますけれども、私の立場から考えただけ言わせていただきますと、前委員の17期より経験された委員ある程度、ご承知かと思いますが、17期の最後にアンケートを行いました。その中で農業委員と最適化推進委員の位置付けについて、もう少し、はっきりさせたほうがいいのではないかというような意見も多々あったことは事実です。それをまとめた内容につきまして、17期中にそれがきちんとした形でまとめきれませんでしたので、これは18期に持ち越しということになっております。いずれにいたしましても、長野市も1期を過ぎましたので、一度これについては農業委員、必要に応じて推進委員も含めて議論をする場があればいいんじゃないかなと思っておりますので、今日のところはとりあえず酒井委員の意見として承るということでしょうかと思います。そのようにさせていただきますけれども、よろしいですね。

酒 井 委 員 　もう一点だけ要望を出したいと思います。私は研修については大いに結構なのですが、今まで一番私が疑問に思っていたのは、17期の研修結果については、いつ、どこで何人行ったっていうことはあっても、中身について、私はこの研修についてどう思う、ここのところが素晴らしく良かったから長野市の行政に反映したいとか、そういう報告は一切なかったわけです。

私は推進委員という立場で3年間、勉強させていただきましたが、農業委員から、ここが良かったんだよと、ここではこんな問題点もあったよと、一切、私は知らされていません。推進委員の報告もそうだと思うのです。そういう状況であつて、私は、だから一体化っていうのは非常に厳しいな、一体化するにはお互いに情報っていうのを共有化し合わなければ、な

かなか一体化にならないと思うのです。ただ、酒を飲んで話をするのが一体化じゃないと思います。そういう意味におきまして、私は会長さんが『農地のつぶやき』という素晴らしい文書を発行されておきまして、私は、これは自分の宝として残したいということで、あえてファイルを作っています。2号もしっかりファイルに閉じたいと思っています。ですから、私は今後、研修をやったら、行った研修のどこが良かったのか、通り一遍の報告書を出すのではなくて、私は農業委員の方が、あるいは推進委員の方がどういうふう感じたかという報告書を、少なくとも出していただいて、皆がそれを読んで共有化するような研修の持ち方を提案したいと思います。ぜひとも、お願いします。

議 長 ご意見という形でお受けして、また、役員会も含めて深い議論をさせていただこうかなと思っています。おっしゃること、一つ一つはご最もですので、全体のベクトルをきちっと合わせるということも含めて、役員会で議論申し上げ、その結果についてフィードバックしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

他にございますか。先ほど岡村委員からありました県外研修についても、もう一度役員会で議論をして、この会議に報告をさせていただくということでご了解いただければありがたいと思います。

それでは視察研修の持ち方については、先ほど指摘のございました県外の視察についての農業委員、最適化推進委員の参加の在り方、これについては、今日は結論を出さずに、それ以外の管内、県内、それから県外、この3本立てで18期はいくということについて、皆さんの確認を取りたいと思いますが、よろしいですか。

酒 井 委 員 私は、市長との懇談会も農業委員に限ったほうがいいと思います。ですから県外ばかりじゃなくて、北信5市の交流会もありますよね。懇談会もありますけれども。それは農業委員の仕事で推進委員の仕事ではないと思います。ですから、その辺、しっかりと研修の持ち方について再度、役員会で議論していただきたいということをお願いしたいと思います。

竹内事務局長補佐 農政懇談会は、次の議題で報告する予定でおりますが、そちらもまた役員会協議をしたいと思っています。

議 長 視察研修についての在り方については、今日は保留という形でよろしいですか。全体について事務局から何かありますか。

竹内事務局長補佐 管内視察も7月ということで先に伸びておりますので、もう一度、視察研修すべてについて役員会から協議し直しまして、

- 議 長 次回総会で出したいと思っています。
- 議 長 では、改めて原案についての再審議は役員会を通して実施し、総会に再度、提案をするということで、この件については保留という形にさせていただきますけれども、よろしくお願ひします。
- 議 長 続きますと、議案第 26 号 農地利用最適化推進に関する意見書作成と農政懇談会について を議題といたします。これについては、事務局で今月の各地区調査会に出席し説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いします。なお、先ほど酒井委員から、市長との懇談会の参加メンバーについての意見がございました。それも含めて、事務局で各地区の調査会の内容含めて確認と説明をお願いします。
- 議 長 竹内事務局長補佐 資料 3 ということで、意見書と農政懇談会、スケジュールにつきまして地区調査会で説明しまして、ご了解いただいております。それで今、お話がありました農政懇談会の 2 番の (4) 番、参加対象というところですが、こちらにつきましてはもう一度、役員会で協議しまして、継続審議案件ということで次回の総会等でお示ししたいと思っております。
- 議 長 そうしましたら日程的なこともございますので、農政懇談会の参加対象のみを今回採決をせずに、それ以外についての審議を進めていきたいと思いますが、ご意見ございませんか。
- 議 長 【意見なし】
- 議 長 それでは、第 26 号の議案で、2 番の農政懇談会の開催の (4) 参加者対象は今回保留にし、それ以外についての採決を採りたいと思っております。この議案について、特に意見がなければ採決に入りたいと思っておりますけれどもよろしいですか。
- 議 長 それではこれより採決に入りたいと思っております。先ほど申しました内容含めて、この原案に賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 参加対象のみを除き、議案第 26 号を決定させていただきました。
- 議 長 地区調査会長 今、採決になりました参加対象以外のものについて採決をされたということで理解したのですが、その参加対象の関係ですが、実は北部調査会でも、農業委員は年に 3 回のうちの 1 回ということで話がございまして、それについては、やはり農業委員は全員、毎回参加ということで、人数の範囲っていいですか、実施ができない難しいものであれば、それがないとすれば推進委員も全員参加ということで話をしていくということで、調査会では意見がまとまったところです。ですから、今、

役員会にということで、参加対象については検討するような話になったようではございますけれども、一応、役員で7人だけという形ではなく、重要な部分ですので、この参加対象について、もう少し各委員のお気持ちと伺いますか、それを聞かせていただけたほうが役員としても助かるなと思います。

人数が酒井委員と違って、私は推進委員と分ける必要はないと思います。たまたま分けないといけないものについてはそうなのですが、一つは農地利用最適化の推進というようなことで、これは農業委員、推進委員に課せられた大きな課題ですので、両方の委員が参加できるものについてはきちっと参加をして、同じ認識と伺いますか、共通の理解の中で地域の農業、その辺の最適化を進めるということが非常に大事なのではないかと伺うふうに私は考えておりますので、今の問題のところ、ちょっと意見をいただければありがたいと思います。

この懇談会につきましては確かに重要な部分です。というのは市長なり、市の部局と伺いますか、関係の職員が農業委員会として一堂に会するのは1回しかないわけです。非常に重要な農業施策を進める上で必要な意見を申し上げたり、私どもの方針に基づいて、地域の農業に関わり方と伺いますか、農業者の皆さんと一緒に関わっているという、非常に大事な部分ですので、その辺のところを分ける必要は、私はないと思っております。これは一応、そのへんのところも含めて役員会に諮って、検討していかなきゃいけない部分です。各委員のご意見を聞かせていただければと思っております。

議 長 今、関委員から、役員会の前に皆さん方の意見を少しでも拝聴して、それを議論の中に織り込みたいという一考がありましたので、時間を取って、これについて、皆さんから意見がございましたら発言をお願いしたいと思います。

酒 井 委 員 関調査会長から北部地区調査会の意見の報告があって、私も決して分からないわけじゃないのですが、今までの農地利用最適化推進という部分については、従来の農業委員の使命だったんですよ。けれども法律が変わって農業委員と推進委員の役割分担がはっきりと分けられたわけですね。ですから、そういう部分において非常に意思疎通が難しくなるという、最初から分かりきったことなのですよ。私は非常に今回の事務局の皆さん、頭いいですから絞って、役員の参加、それから農業委員の参加、それから最適化推進委員の参加というふうに出して、苦労して出されていますよね。28人、28人、25人と全員。農地利用最適化推進委員が出ていくのなら分かるのですけれども、地区調査会から選出しろってあるんですよ。関委員にお伺いす

るのですけど、どのように選出するのですか。

関 地区調査会長 先ほど申し上げたように、農業委員は全員で、推進委員も全員参加できればいいんですけど、もし会場等の関係で難しければ、推進委員は3年の任期の中で少なくとも2回は参加いただければと思います。

酒 井 委 員 これ、見ますと28人ですよ、令和2年度。3年度で28名、令和4年度25人ですよ。農業委員が全員出るわけですよ。そうすると、ごく限られた方しか出られないじゃないですか。

議 長 会長という立場で一言ですけども、新しく農業委員になられました方については、正直、初めての農政懇談会となりますので、どんな会議かについては概ね理解をいただけるかと思えますけども、過去については農業委員が全て議題を作り、事前に市長に提案をして、農政全般にわたって議論し、特に重点項目を決めて、農業委員会側から議題についての提案をし、それに対する市長及び関係の部局の責任者から答弁をいただいたということが、一つ、あります。もう一つはその後、通常、なかなか市長さん及び部局さんとの懇親会っていうのもありませんので、年に1度ですけども、そこで意見交換をさせていただいて、それぞれの活動の内容や、それに対する考え方について、お互いにフリートークできるという2つの場を設定いただいたということです。それで今回、なぜということなのですが、先ほどから事務局も申しましたように、一つは新しく17期から最適化推進委員が出たと。今、一番、日本の農政で問題になっているのが遊休農地をどう活用するかということで、当然、農業委員という立場からすれば、自分のテリトリーの範囲は、農政に関しては全部、責任を持つということ。もう一方、推進委員につきましては、少なくとも農地の有効活用という面で主役になってもらおうと。いわゆる現場で、先ほど私の挨拶でも言いましたように、例えば遊休農地の余った場合のマッチングだとか、貸し借り、それから農業者の声を吸い上げて、農業委員とタッグを組んで、二人三脚でそれを農業委員会に上げて、施策として実現できるような動きをするというような形の位置付けになっています。今後の活動の柱というのが、どちらかといいますと、人・農地プランではございませんけども、いかに農地を有効活用するかという面に重点を置いて、こういった制度を作っているんで、できる限り今までの農地流動化委員とは異なり、農地流動化委員っていう制度も、今、あるのですが、それは農地の利用調査のときに応援していただくというだけで終わっています。

今回の最適化推進委員というのは、日常の活動の中で農地を

いかに有効に使っていただくかというコーディネートをするというのが重要な役割ですし、今までの農業委員もやってはいたのですが、その分野では欠けていたことは事実なのです。そこの部分を何とか新しい農地利用最適化推進委員で補っていかうというのが制度の考え方であり、17期はそれでやってきたのです。17期の場合はどうしてもまだ、制度を導入して、正直、あまりまだ理解をされてない。アンケートを採ってみても、約9割の方は最適化推進委員って何するのというのが現実なのです。それでは地域住民の期待に添えないだろうということで、私どもとしてはできるだけ、まず、最適化推進委員のレベルを上げたいというのが一つあります。そのためにいろいろな経験をしてもらうという形の中に、今回の研修だとか、懇談会等にも顔を出して、こんなことも農業委員会としてやってるんだということも、少しでも理解していただくというのが、今回、事務局との検討の結果、こういう案を出させていただいたところなのです。

一方では、岡村委員、酒井委員、関委員のほうからもありましたけども、もう少し、農業委員と最適化推進委員の位置付けを鮮明にしろという、お互いに役割分担をはっきりさせたらどうかという意見かと思えます。それについてもある一面で、ものすごくごもつともだなというふうに私、思っています。

そんなことで、今までの農業委員の活躍いただいたポジションの中に、経験という形で、若干、最適化推進委員に入っていて、メインは、最適化推進委員は現場で活躍いただくというような軸足で、今後、それぞれの役割分担についての色分けをしていったらどうかというふうに、私自身は思っています。そんなこと含めて、もう少し時間取って、意見がございましたら、お願いしたいと思えます。

酒 井 委 員

青木会長のお話はよく分かります。私は農業委員3期務めさせていただいて、その後、農地利用最適化推進委員を17期でやらせていただきました。やはり青木会長がおっしゃったように、最適化推進委員、最前線で活動している声を何とか聞いてほしいということで、私は最初の年にオブザーバーでもいいから聞かせてほしいと言ったら、それは駄目だと言われた。私は拒絶された苦い経験を持っています。2年目でやっといいよと、出てもいいけれども、しゃべっちゃいけないよと。こんな農業委員会ってあるんだろうかと、私、思いましたよ。それは農業委員の皆さん、市長から任命されたんですから、それは立派な活動されてます。でも、最適化推進委員だって農業委員さんを上回る活動をやっている人だっています。それを、参加を



してもいいけれども黙って聞いてろって、これはないでしょうと思うんですよね。そういう部分で言えば、今回、会長がやっていただいた案、事務局から提案されたっていうのはすごい革命みたいな話で、私は素晴らしいと思うんですけれども、最前線で働いている皆さんを一番知っているっていうのは農業委員だと思うんですよ。小田切と七二会の青木委員と、それから岡村委員のところは推進委員がいないんですよ。農業委員が推進委員の仕事を一生懸命やらないことには前に進んでいけないんです。私のところも青木委員のところも推進委員が実は辞退したんです。なぜ、辞退したのかっていいますと、私たちが頑張れば推進委員でなくても前へ進むからなんです。

私はそれまで言えば、農業委員のいらっしゃるところに推進委員が2人も3人もいるって素晴らしいことで、それなりに実績も上がってると思いますよ。でも、推進委員の何をやってどうかっていう、その苦しみを知ったり、活動状況を知ってるっていうのは農業委員なんです。ですから、農業委員がお話をすれば、関さんのおっしゃったことっていうのは十分反映できて、少なくとも私は市長から任命された者と農業委員会が委嘱する者とは違うと思いますよ。

曾根会長代理

個人的な意見もありますが、17期の委員として2回、農政懇談会に参加いたしました。現況、新しい体制で変わってきていると思います。一番は各地区調査会がありますので、そのときに推進委員さんの意見も出していただいて、反映させていくというやり方でいいと思います。

当日ですと市長さんから各部長さんからいらっしゃいますので、時間的な制約が必ずあります。そこで各調査会で、まず問題点を出してもらって、各調査会で発言者の農業委員も決めてもらって、それで推進委員の意見も漏れなく発言できるような質問体制を取れば問題はないと思います。

それから、当日の、例えば出席はどうかっていうことになれば、オブザーバー的に市長の話聞くっていうような体制がいいのではないのかなっていうのが私の考えです。人・農地プランっていうことでもありますので、農業委員と推進委員をあんまり分けちゃうとうまくいかない面があると思いますので、調査会の充実、それが一番大事じゃないかと思います。

また、時間的制約ありますので、各調査会が代表して意見を言って、やってもらったほうが市長等の返答もありますので、いきなり委員から質問しても、すぐ答えなんかもらえませんが、そのようにやったらどうかということで、私の意見といたします。

議 長 他、どうでしょうか。また後ほど意見がございましたら、調査会長にお話しし、役員会に反映をさせていただければよろしいかと思っておりますので、この件についてはこれで打ち切らせていただきます。それでは次の議題に入ります。

議案第 27 号 農業委員会だよりの発行計画について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 岡田主事 農業委員会だよりの発行計画について説明します。農業委員会だよりは農業委員会活動の広報のため、昭和 51 年の 1 月に第 1 回を発行しまして、平成 16 年からは 9 月と 3 月の年 2 回発行をしています。また、長野市農業振興条例において、農業者と市民が一体となって農業及び農村振興に取り組むこととされていますので、平成 28 年度からは農業委員会活動を市民に広く知ってもらうとともに、その活動に対して協力いただけるよう、広報ながのの折り込みとして全戸に配布をしています。令和元年度については委員募集と新委員紹介のため 8 月と 4 月の発行をしましたが、令和 2 年度については例年どおり、9 月と 3 月に発行するものです。

だより編集委員会委員ということで、17 期同様、役員をだより編集委員会の委員とすることを案とします。レイアウトについては A 4 判で A 3 二つ折りの 4 ページ、農業委員会の業務、遊休農地対策や農地の集積等と新規参入の推進施策や市民への情報提供を記事に考えています。日程については下記のとおりで、9 月と 3 月に発行することを予定しています。

議 長 ただ今、事務局より説明をいただきました。これについて質問等、発言がございましたら挙手をお願いします。

酒 井 委 員 員 私は、長野市の農業委員会だよりって、すごく大事なことだと思っずと見えています。ちなみに松本市と上田市と須坂市の 3 市の農業委員会だよりを拝見しました。非常にみんなインパクトがありまして、長野市の農業委員会だよりと比較をして非常にインパクトがある。長野市の農業委員会だよりってというのは優等生の作文でして、非常に訴求力っていうのが弱いんです。何が私は問題かといいますと、いのしか対策課のページと、それから農業公社のページと、私、あれを見て長野市の農業委員会っていうのはどういうものかなと思いましたよ。とにかく私はここにありますように農地利用の最適化に焦点を当てるということですし、とにかく皆さん、知恵を絞ってインパクトのあるものを作っていただきたいと要望したいと思います。

議 長 具体的なご要望、ありがとうございます。他にございますか。それでは今、酒井委員から提案されたご意見も含めて、これから採決に入ろうと思っておりますけども、原案のとおり決定する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり決定をいたしました。

引き続きまして、議案第 28 号 農業委員会合同研修会についてを議題といたします。これについては事務局で今月の各地区調査会に出席し説明をいただきました。事務局より各地区調査会での意見等、検討状況を含めて議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 資料 5 の合同研修会ということで、予定としますと 4 月、コロナの関係で延期しまして、5 月ということで考えておりますが、状況によりまして、緊急事態宣言が延長されるとの見方もある中で、もしかすると中部公民館も使えないというような状況がありますので、こちらにつきましては、地区調査会で説明したとおりの予定で進めておりますが、今後、状況を見ながら開催方法を適宜、変えたいと思っております。

議 長 皆さん、ご承知のとおり、新型コロナの関係でなかなか場所も含めて、事務局も混乱をしておる状況です。いずれにしても研修会については、私の立場としても一日も早くやって、いろいろな知識を持って、農家の方、住民の方と接したいというふうに思っていますので、事務局とコロナの状況を見ながら、改めて決定したいと思います、今回においては 5 月 29 日、この内容について、皆さんがたの意向確認だけしておきたいと思えますけども、議案第 28 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

**【全員挙手】**

議 長 取りあえず、現状のまま進めたいと思います。

続きまして、議案第 29 号 浅川改修期成同盟会会員の選出についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 資料 6 番をご覧いただきたいと思えます。こちらにつきましては、市の建設部監理課から依頼がありまして、期成同盟会の会員を選出いただきたいということであります。3 番の期成同盟会会員ということで、令和元年度につきましては別紙を付けてございますが、会長と浅川流域の地域の農業委員に就任いただいていたということで、令和 2 年度につきましては青木会長と北部地区の関委員、善財委員、小滝委員、中澤委員に会員になっていただきたいと提案させていただくものであり、決定いただきましたら市に報告したいと考えております。

議 長 北部調査会を中心とした内容ですので、特段、意見はないと

と思いますが、よろしいですか。

それでは、議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、議案第 29 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 10 号 農地流動化協力員設置基準の一部改正について 事務局より説明をお願いします。

川浦事務局長補佐 報告第 10 号 長野市農地流動化協力員設置基準の一部改正について、説明させていただきます。

まず、新たな任期委嘱となりました農地流動化協力員の推薦にあたりましては、各委員の皆さまにご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。また、皆さまのご理解、ご協力をいただく中で、過日、委嘱状を交付していただきましたことを併せて御礼申し上げます。

それではお手元の資料をご覧ください。今回の一部改正につきましては、令和 2 年 4 月 1 日付で新たに協力員を委嘱するにあたりまして、地域の実情等を考慮し、また、実体に合わせた内容とするため資料のとおり改正を行ったものとなります。内容につきましては、それぞれの各地区調査で詳細を説明させていただきましたので省かせていただきます。お手元にお示しの内容の改正につきましては、新協力員の任期の始まりであります本年 4 月 1 日付で事務局長専決により改正を行いましたことを報告申し上げますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

議長 既に調査会の場において、協力員への委嘱状をお渡ししています。最適化推進委員も当然、大事ですけれども、流動化推進員も含めてマッチング、特に 1 年 1 運動についてはご協力いただければありがたいと思っております。質問はありません。報告内容でございますので、ご了解をいただきたいと思えます。

以上で、予定いたしました議事が終了いたしました。今日は色々と議論いただきましてありがとうございました。これで私の議長の任を解かせていただきます。皆さまのご協力、ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。議事全体を通しまして委員の皆さんから何かございましたらお願いしたいと思います。

小林事務局長補佐 先ほど塚田委員から質問のありました墓地の関係につきまして、事務局で確認したことを報告させていただきます。

川浦事務局長補佐 塚田委員から質問があった内容を、保健所から確認できた内

容としてお伝えをさせていただきます。説明の中でも申し上げましたが、墓地埋葬法という法律の中で墓地を設けることができる、できないといった判断が下されるわけですけれども、長野市には長野市墓地埋葬等に関する条例というものがございます。これは墓地埋葬法に基づいた条例を市が制定しているものですが、その中の内容に、墓地、納骨堂または火葬場を営もうとする者は地方公共団体でなければならない。これについては墓地埋葬法と同様の内容になりますが、通常は地方公共団体でなければ持てないものと規定をされております。ただし、地方公共団体が墓地等の数を増加させることが困難な場合においては、宗教法人または公益社団法人若しくは公益財団法人が経営主体となることができると規定があります。なおかつ、この法人については主たる事務所が長野市内にあり、経営の非営利性が確保されている場合に限るというような内容もございます。これを平たく言いますと、一般的には個人が墓地を持つことは認められていないということになります。現法律、それから条例の中では認められてない。ただし、以前からあるものについては認められているもの、合法的なものである墓地もあるとのこと。その詳細については詳しく聞くことができませんでしたが、も、あるというように聞いております。それから、既存の墓地の拡張に関する部分ですけれども、既存の墓地または納骨堂の拡張等をしようとする場合には、既存の墓地または納骨堂の隣接地に拡張することができる場合がある。これ以外の場合では、災害の発生や災害の被害が予想される場合には移転が可能な場合もあるというようなことが条例の中に規定をされておりますので、参考にしていただければと思います。

曾根会長代理 以上で第3回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。